【第三種郵便物認可】

消費税軽減策の底流 下

しぼむ社会保障との一体改革

歳出効率化置き去り

財務省が10日示した消費税軽減案は年末にかけての政府・与党の議論のたたき台になる。だが、2012年に成立した社会保障と税の一体改革法の観点から見ると気になる問題が多い。

「保育所の増設や介護事業者への支援はどうなるのか」。消費税軽減策の検討作業が山場を迎えた8月上旬、厚生労働省幹部はこう感じた。

財務省案では税率2%引き上げに伴う税収増（約5兆円）から還付する5000億円規模の財源を捻出する。一方、社会保障と税の一体改革の関連法は増収分を全額、年金や子育てなどの社会保障に使うと定めている。軽減策を拡大するほど、社会保障の充実に回るお金が少なくなる。

12年の一体改革法は、社会保障制度の維持と税負担増を総合的に調整し低所得者層の支援策を打ち出すよう求めていた。税の軽減を進めるなら、社会保障の歳出効率化を加速するなどの方策が必要なはずだ。あれから3年。いつしか一体改革の視点は薄れ、社会保障の充実策と、税負担の軽減策はバラバラに検討が進む展開になっている。

軽減策に必要な「5000億円」は還付の上限を1人年4000円とした場合の金額で与党内では上積みを求める声が出る。年末にかけて「消費税の軽減対象を広げたい公明党と社会保障の財源を守りたい厚労族の分捕り合戦」（政府関係者）になる公算が大きい。政治力だけで政策が決まる展開だ。

税の世界のなかでも「縦割り」が著しい。

「2%分の還付は所得税からできればいいんだが」。6月、ある政府関係者がつぶやいた。

所得税と連動した仕組みなら、税務署が年末調整や確定申告の時期に所得税額から消費税の還付分を差し引けばいい。個人の面倒な還付申請の手続きは不要になる。

財務省案はあくまで一度国が受け取った消費税の一部を戻す還付の仕組みだ。だが、所得税も消費税も個人が納める税という意味では同じだ。税目にとらわれずに軽減策を検討しなければ、余計な手間や投資が必要になりかねない。

そもそも、負担軽減策の前提は消費税率が10%に上がることだ。4～6月期の国内総生産（GDP）の実質成長率がマイナスになるなど、日本の景気の先行きには不透明感も漂う。
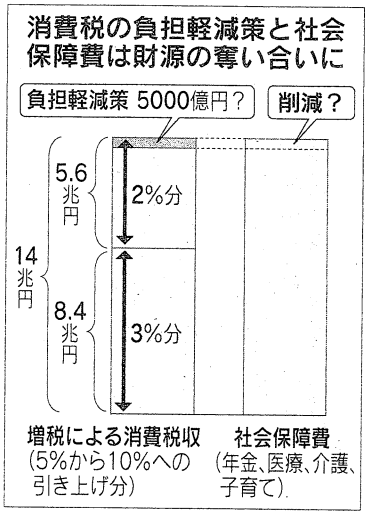
「軽減策がまとめられないと消費税率を10%に上げられないという口実に使われてしまう」。財務省にはこんな焦りも見え始めた。今回の騒動が結局、空騒ぎで終わる可能性もゼロとは言えない。